

# 東広島市復旧・復興建設工事共同企業体運用基準

令和元年12月23日制定

(趣旨)

第1条 この運用基準は、平成30年7月豪雨災害により大きな被害を受けた本市において、不足する技術者、技能者等を広域的な観点から確保することにより、復旧・復興に係る建設工事の円滑な施工を促進するため、本市の建設業者が市外の建設業者と共同することにより、その施工力を強化するために結成される共同企業体（以下「復旧・復興建設工事共同企業体」という。）の運用に関し、必要な取扱いを次のとおり定める。

(対象工事)

第2条 復旧・復興建設工事共同企業体により競争を行わせることができる建設工事は、平成30年7月豪雨災害に係る復旧工事で、請負対象設計金額が8千万円以上の土木一式工事のうち、発注者が指定する工事（以下「復旧・復興JV対象工事」という。）とする。

2 復旧・復興建設工事共同企業体により行わせる競争に単者有資格業者を参加させることができる。

(構成員の数)

第3条 復旧・復興建設工事共同企業体の構成員の数は、2者又は3者とする。

(構成員の要件)

第4条 復旧・復興建設工事共同企業体の全ての構成員は、次に掲げる要件に該当する者でなければならない。

(1)元請として、土木一式工事の施工実績（国または地方公共団体発注のものに限る。）を有すること。

(2)建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による建設業許可（土木工事業に限る。）を受けてからの営業年数が2年以上あること。

(3)土木一式工事に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を専任で配置することができること。

(構成員の組合せ)

第5条 構成員は、東広島市建設工事競争入札参加資格者として土木一式工事の認定を受けており、東広島市建設工事等請負業者選定に関する規程（昭和51年東広島市訓令第14号）第4条の規定に基づく資格の格付（土木一式工事に限る。）が、最上位等級に属する者同士、または最上位等級及び第2位等級に属する者の組合せとする。ただし、3者で構成する復旧・復興建設工事共同企業体においては、最上位等級に属する者同士、または最上位等級及び第2位等級に属する者に第3位等級に属する者または東広島市建設工事競争入札参加資格を有しない者（国又は他の地方公共団体における土木一式工事の入札参加資格を有する者に限る。）を加えた組合せとすることができる。

2 構成員のうち、少なくとも1者は東広島市内に建設業法上の主たる営業所かつ登記上の本店を開札日から遡って継続して1年以上有する者（以下「市内本店業者」という。）でなければならない。

(代表者要件)

第6条 市内本店業者で、前条第1項に規定する資格の格付が最上位等級に属する者のうち、出資比率が最大の者を代表者とする。ただし、資格の格付が最上位等級に属する者で、出資比率が最大の構成員が市内本店業者でない場合は、当該構成員を代表者とすることができる。

(出資比率)

第7条 構成員が、2者の場合は30パーセント以上、3者の場合は20パーセント以上とする。

(結成方法)

第8条 復旧・復興建設工事共同企業体の結成は、結成を希望する建設業者が自主的に行うものとする。

(協定書)

第9条 復旧・復興建設工事共同企業体を結成しようとする者は、別紙(参考様式)に準じて復旧・復興建設工事共同企業体協定書を作成しなければならない。

(資格審査)

第10条 開札後、入札参加資格要件の審査を経て落札決定を行う。

(入札参加制限)

第11条 一の建設業者は、復旧・復興JV対象工事毎に、復旧・復興建設工事共同企業体を結成することができる。ただし、一の建設業者が、単体若しくは復旧・復興建設工事共同企業体のいずれかの形態をもって、同一の復旧・復興JV対象工事の入札に同時に参加することはできない。

2 復旧・復興建設工事共同企業体は、当該復旧・復興JV対象工事以外の入札に参加することはできない。

(特定建設業許可の有無)

第12条 復旧・復興建設工事共同企業体が建設工事を施工する場合には、構成員のうち1人以上が建設業法第15条の規定に基づく特定建設業の許可を受けたものである場合は、当該復旧・復興建設工事共同企業体を特定建設業の許可を受けているものとして取り扱う。

(解散の時期)

第13条 復旧・復興JV対象工事を受注している場合は、請負契約履行後3月を経過するまでの間は解散できない。

(適用除外)

第14条 東広島市建設工事に係る共同企業体運用基準(平成4年4月1日施行)の規定は適用しない。

(その他)

第15条 この運用基準に定めるもののほか、復旧・復興JV対象工事の競争入札における共同企業体の取り扱いに関し必要な事項は市長が定める。

附 則

この運用基準は、令和元年12月24日から施行する。